平成２５年（フ）第１２号
新潟県燕市三王渕120番地
債務者　細川　教義
1　決定年月日時　平成25年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月23日まで
新潟地方裁判所三条支部

平成２５年（フ）第１３号
新潟県南蒲原郡田上町大字川船河甲973番地
債務者　渡邉　康宏
1　決定年月日時　平成25年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月23日まで
新潟地方裁判所三条支部

平成２５年（フ）第１５号
新潟県三条市嘉坪川１丁目15番38号
債務者　長岡　康之
1　決定年月日時　平成25年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月23日まで
新潟地方裁判所三条支部

平成２５年（フ）第８０号
堺市南区若松台１丁４番21―106号
債務者　川添　哲治
1　決定年月日時　平成25年３月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月23日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第１９８号
大阪府大阪狭山市今熊７丁目189番地の１
Ｂ―1404号室
債務者　工藤　一彦
1　決定年月日時　平成25年３月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月23日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第１９９号
大阪府大阪狭山市今熊７丁目189番地の１
Ｂ―1404号室
債務者　工藤　清美
1　決定年月日時　平成25年３月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月23日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第２０３号
堺市中区福田480番地３
債務者　梶原千代子
1　決定年月日時　平成25年３月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月23日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第２２１号
堺市中区八田西町３丁６番30号　グリーンハイツＡ―203号、前住所堺市中区深井東町3053番地　パレス泉北深井406号
債務者　伊藤　雅之
1　決定年月日時　平成25年３月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月23日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第２２６号
堺市中区深井沢町3342番地　プラザＯＭ803号
債務者　庄司陽司貞
1　決定年月日時　平成25年３月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月23日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第２２９号
堺市東区西野288番地16　シャンブル西野203号
債務者　神　　昌一
1　決定年月日時　平成25年３月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月23日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第２６０号
堺市中区深井沢町276番地１　府営深井沢町住宅６棟102号
債務者　藪　　美幸
1　決定年月日時　平成25年３月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月23日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第４号
長崎県五島市玉之浦町荒川229番地
債務者　由利　直章
1　決定年月日時　平成25年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月23日まで
長崎地方裁判所五島支部

平成２５年（フ）第１００号
神奈川県秦野市北矢名194番地の６　ドリームハイツ105号
債務者　廣瀬　諒大
1　決定年月日時　平成25年３月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月24日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２５年（フ）第１２０号
神奈川県足柄上郡山北町岸777番地13
債務者　渡邉　綾乃（旧姓椎名・根内）
1　決定年月日時　平成25年３月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月24日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２５年（フ）第３号
静岡県周智郡森町中川687番地の１
債務者　矢部　圭子
1　決定年月日時　平成25年３月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月24日まで
静岡地方裁判所掛川支部破産係

平成２５年（フ）第４１０号
名古屋市昭和区八事富士見1404番地　ＦＩＳ名古屋303号
債務者　小塚　　勇
1　決定年月日時　平成25年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月24日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１０号
京都府宮津市字中ノ丁2528番地
債務者　中嶋　康博
1　決定年月日時　平成25年３月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月24日まで
京都地方裁判所宮津支部